

令和7年度資金不足比率の算出について

$$\begin{aligned}\text{資金不足比率} &= \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100 \quad (\%) \\ &= \frac{-2,096,386,789}{2,459,095,192} \times 100 = -85.3 \quad (\%)\end{aligned}$$

マイナス値の場合は資金不足比率なし（－）となる

$$\text{資金の不足額} = A + B - C \text{（－D）} \quad \text{※Dは、} A + B - C > 0 \text{であれば算入}$$

$$= 358,485,209 + 0 - 2,454,871,998 \text{（－D）}$$

$$= -2,096,386,789 \text{（} A + B - C < 0 \text{より、Dは算入せず）}$$

$$\begin{aligned}A &= \text{流動負債の額} - \text{控除企業債等} - \text{控除未払金等} - \text{控除額} - \text{PFI建設事業費等} \\ &= 364,564,724 - 6,079,515 - 0 - 0 - 0 = 358,485,209\end{aligned}$$

$$B = \text{算入地方債の現在高} = 0$$

$$\begin{aligned}C &= \text{流動資産の額} - \text{控除財源} - \text{控除額} \\ &= 2,454,871,998 - 0 - 0 = 2,454,871,998\end{aligned}$$

$$D = \text{解消可能資金不足額} = 0$$

$$\begin{aligned}\text{事業の規模} &= S (+s) - T \quad s \text{は指定管理者（利用料金制）を導入している場合に算入} \\ &= 2,477,923,192 + 0 - 18,828,000 = 2,459,095,192\end{aligned}$$

$$S = \text{営業収益の額} = 2,477,923,192$$

$$s = \text{指定管理者の利用料金収入の額} = 0$$

$$T = \text{受託工事収益の額} = 18,828,000$$

流動負債の額	令和7年度決算における流動負債の額
控除企業債等	令和7年度決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額
控除未払金	令和7年度決算において貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために令和8年度において地方債を起すこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をすることとしているものの額
控除額	連結実質赤字比率の算定上、現金会計である他会計（一般会計又は非法適用会計等）との間で生じる重複額
PFI建設事業費等	令和7年度決算において貸借対照表の流動負債に計上されている民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第4項に規定する選定事業に係る経費の支出予定額のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）に係るものの額
算入地方債の現在高	建設改良費・準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の令和7年度決算における残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額
流動資産の額	令和7年度決算における流動資産の額
控除財源	令和7年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、令和7年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、令和7年度に収入された部分に相当する額
控除額	連結実質赤字比率の算定上、現金会計である他会計（一般会計又は非法適用会計等）との間で生じる重複額
解消可能資金不足額	事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足が生じる等の事情がある場合において、控除される一定の額
営業収益の額	令和7年度決算における営業収益の額
指定管理者の利用料金収入の額	指定管理者（利用料金制）を導入している公営企業にあっては、指定管理者の利用料金の額を営業収益の額に加える
受託工事収益の額	令和7年度決算における受託工事収益の額